

部会長

みなさん、おはようございます。只今から第707回農地部会を開会いたします。

本日の部会は部会委員の過半数が出席されておりますので、法律第21条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人でありますけども、余土地区の森委員さん、立岩地区の篠原委員さんのお二人にお願いをいたします。よろしくお願いをいたします。

なお、本日は、お手元に配布いたしております議案書のとおり、第1号から第10号まで10件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

それではまず、第1号議案、農地法第3条第1項目的の買受適格証明願専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(渡部副主幹)

それでは、ご報告いたします。お手元の調査票も併せてご覧ください。1番と2番は同じ申請地となります。申請地は、民事執行法による競売のために、平成27年4月3日、松山地方裁判所が担保不動産競売開始決定に基づき、差押えした農地でございますが、9月30日に競売が取り下げられております。取り下げられるまでに専決処理した案件となります。

1番、申請者の門屋さんには、農地約42アールを耕作する農業者でございます。この度、競売により本申請地を取得しようとするものでございます。

2番、申請者の中田さんは、農地約321アールを耕作する農業者でございます。この度、競売により本申請地を取得しようとするものでございます。また、本物件に関する農地法第3条許可申請が、第5号議案2番にございますが、こちらに関しましては、後程、ご説明させていただきます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今、第1号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

- 一同 異議なし。
- 部会長 はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。  
続きまして、第2号議案、農地法第4条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、ご報告いたします。  
(藤久次長) 平成27年8月26日から9月25日までに専決処理した案件は11件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。  
これら11件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。  
なお、用途別処理状況といたしましては、  
住宅用地 8件 3,715㎡  
商工業用地 2件 532㎡  
公的用地 1件 11㎡  
となっております。以上でございます。
- 部会長 ありがとうございます。  
只今、第2号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。
- 一同 異議なし。
- 部会長 はい。ありがとうございます。それでは本件異議なし認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして第3号議案、農地法第5条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、ご報告いたします。  
(藤久次長) 平成27年8月26日から9月25日までに専決処理した案件は23

件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら 23 件につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から 5 日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	17 件	12, 129 m <sup>2</sup>
商工業用地	5 件	1, 412 m <sup>2</sup>
公的用地	1 件	31 m <sup>2</sup>

となっております。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第 3 号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続きまして第 4 号議案、農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それではご報告いたします。

(渡部副主幹)

1 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

2 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

3 番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は

賃貸人が自作地として管理するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第4号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続きまして第5号議案、農地法第3条許可申請について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(渡部副主幹)

お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1番、譲受人の宮本さんは、農地約91アールを耕作する農業者でございます。この度、父親から本申請地の贈与を受け、農業経営の安定を図るものでございます。

2番、本件は、第1号議案にございました競売が取り下げられ、任意売却による許可申請でございます。譲受人の露口さんは、農地約115アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大し、農業経営の安定を図るものでございます。

3番、譲受人の大石さんは、農地約143アールを耕作する兼業農家でございます。この度、本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

4番、譲受人の長井さんは、農地約37アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地を借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

5番、6番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の片桐さんは、農地約18アールを耕作する兼業農家でございます。

この度、自作地に近い本申請地を借り受け、また、小作地解放にて取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後 30a 以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

7 番、譲受人の渡部さんは、農地約 1 5 2 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近く、耕作便利な本申請地を取得しようとするものでございます。

8 番、譲受人の阪本さんは、農地約 2 5 3 アールを耕作する農業者でございます。この度、自作地に近い本申請地を取得し、農業経営の安定を図るものでございます。

9 番、1 0 番は、譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。譲受人の山本さんは、農地約 1 6 アールを耕作する農業者でございます。この度、自宅に近い本申請地を取得し、また、借り受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

なお、本件は、取得後 30a 以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

1 1 番、譲受人の山口さんは、農地約 1 8 7 アールを耕作する農業者でございます。この度、本申請地の贈与を受け、農業に精進しようとするものでございます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、事務局から説明がありました。それでは次に、地元委員さんから説明をお願いいたします。

まず、1 0 ページの 5 番 6 番は併用案件でありまして、和気地区ですので、私から説明をさせていただきます。

それでは、ご説明いたします。只今、事務局から説明がありましたとおり、譲受人の片桐昌明さんは、農地約 1 8 アールを耕作する農業者であります。今般、和気地区の農地 2 筆を、一方は買い受け、もう一方は借り受けて、取得後の耕作面積を 3 0 アール以上にし、経営規模を拡大しようとするものであります。なお、耕作意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。なお、本部会でのご審議をお願いいたします。以上です。

次に、9番10番も併用案件であります、河野地区の中川委員さんからお願いします。

中川委員

取得後30アール以上ということで、地元委員として地元説明をいたします。先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の山本さんは1,671㎡を耕作する農家でございます。今般、申請地を借り受け及び譲り受け、農業経営の規模拡大と安定を図ろうとするものでございます。また、申請地につきましても、従来通りの耕作形態で、近隣農家との協調を図りながら耕作するというので、農業に対する意欲、経験が十分見受けられることから地元としては了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今、第5号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件につきまして、ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、第6号議案農地法第4条許可申請について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、説明いたします。

(藤久次長)

1番、本件申請人は、農地約100アールを耕作する農業者でございますが、近隣事業所等に勤務する多数の方より、駐車場として借り受けたいとの要望があり、この度、本申請地を29台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道で概ね500m以内に二つの医療施設があることから第3種農地と判断されます。

2番、本件申請人は、兵庫県三田市に居住しており、本申請地を何とか農地として管理しておりましたが、この度、将来の安定的な収入を確保するために、太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地に太陽光発電施設を設置しようとしております。

なお、本申請地の農地区分は市役所浅海出張所から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました。次に地元委員さんから説明をお願いいたします。所在地が、浅海地区でありますので、田中委員さんからお願いいたします。

田中委員

失礼します。先ほど、事務局から説明がありましたように、申請人の須田さんは、現在県外に居住しているため、地元に住む母親に維持管理をお願いしていましたが、高齢となったため、維持管理が困難な状況となり、今後の安定した収入を得るため、太陽光発電設備を設置するため申請に至ったものであります。地元としては、了承した訳でございますが、なお、本部会でのご審議をよろしく申し上げます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第6号議案について事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、この案件につきましては、県許可分でありますので、意見を付して県知事に送付させていただきます。

続きまして第7号議案、農地法第5条許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(藤久次長)

それでは、ご説明いたします。

1番、本件受人は、北梅本幼稚園を運営する法人でございますが、この度、一体利用地として隣接する本申請地を取得し、新たに幼稚園、保育園連携型の認定こども園を開設しようとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は既存の施設を拡張しようとするもので例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

2番、本件受人は、自動車修理業を主な業務とする法人でございますが、この度、事業拡大のため事業所の移転を計画し、新たに、国道11号線沿いの本申請地を賃借し、自動車修理工場を建築したいとしており都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、本申請地を父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

4番、本件受人は、各種社会福祉事業を行う法人でございますが、この度、本申請地を取得の上、介護サービス内包型共同生活援助施設を開設し、地域住民へのサービスを提供したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

本件は、申請面積が1000㎡以上の案件でございますので、後ほど地元委員さんの補足説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。

5番、本件受人は、看板、テント、シャッター等の製作、販売を主な業務とする法人でございますが、現事業所が手狭で事業に支障をきたしていることから、この度、小村町への移転を計画するとともに、隣接する本申



請地を賃借し、従業員用の露天駐車場として利用したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を父親より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は市役所和気支所から概ね300m以内にあることから第3種農地と判断されます。

7番、本件受人は両親と同居し、農地約93アールを耕作する兼業農家でございますが、現居宅が手狭なことから本申請地を父親より借受け農家住宅を建築しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするもので例外的に許可できるものに該当すると判断されます。

8番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、子供の成長に伴い何かと手狭なことから、今般、本申請地を祖父より借受け、分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、事務局から説明がありました。次に、地元委員さんからの説明をお願いします。先ず、13ページ1番は小野地区でありますので、永田委員さんからお願いをいたします。

永田委員

それでは、ご説明いたします。

先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人の学校法人北梅本学園は、教育基本法及び学校教育法を目的に、幼稚園を運営する法人であ

ります。この度、新たに認定こども園事業を行うことになり、施設の増床及び老朽化による既存施設の建て替えを行うため、申請に至ったものであります。また、地域に必要とされる施設でもあることから、地元としては了承した訳でございます。なお、本部会で審議をよろしくお願いいたします。以上です。

部会長

はい。ありがとうございました。

次に4番は、久谷地区であります。池田委員さんからお願いをいたします。

池田委員

それでは、説明させていただきます。

社会福祉法人宗友福祉会は、知的障がい者授産施設・知的障がい者更生施設の経営等、社会福祉事業を行っております。近年の障がい者手帳保持者の増加等、多様化するニーズに応えるため、社会福祉施設を建設するものであります。

既存施設の近隣である当該地は、緊急時の迅速な対応が可能であり、障がい福祉に対する理解が深い地区のため、本申請に及んだものであります。

隣接地への被害防除も留意していただくようお願いしまして、地元としては了承いたしました。本部会でのご審議をよろしく申し上げます。

部会長

ありがとうございました。只今、第7号議案について、事務局並びに地元委員さんから説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

白石委員

ちょっと、聞いておきたい。

部会長

はい。白石委員。

白石委員

あの。一種農地の例外的にできるようになったのは、何年？19年の都市計画法の改正？

部会長

はい。事務局。

事務局  
(藤久次長) はい。第1種農地の例外規定、例えば既存敷地の拡張とか集落接続に住宅を建築する、接続して住宅を建築するというようなことについては、昭和27年の農地法施行からございます。ですので、細かいことについては・・・。

白石委員 北梅本はね。ちょっとあの、問題があつてね。あの、委員さんには悪いんやけど。議長室に写しとる写真まであるんですよ。3月頃に第1種農地のすぐ側を転用かけよって、私が現役の。やから平成10年も17年も経つとんやけどね。地上げして舗装して、すぐ側を駐車場にしよったのを、それいかんが、第1種農地やから、きれいに掘りおがしよるところを、全部、議長室でテーブルで写真撮って残してあります。やからそういうのがある。第1種農地が、それ以後に変わったのは、都市計画法が19年に改正になつとるから、そのあとで変わったんじゃろかと。そのことやったんです。

事務局  
(藤久次長) 部会長、かまいませんか。

部会長 はい。事務局。

事務局  
(藤久次長) はい。すみません。先ほども申しあげましたように、あくまでも優良農地の原則転用不許可の例外、許可できる案件につきましては、都市計画法とか、他法令のことに関係なく、あくまでも農地法で定められておりますので、昭和27年の施行以来、微々たる変更は、その後ございましたけれども、基本的にそういう例外規定が設けられているのは、27年からございます。以上です。

部会長 はい。ありがとうございました。他にございせんか。なければ、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたしますが、なお、本件は県許可分でありますので、意見を附して県知事に送付させていただきます。

続きまして、第8号議案平成27年度第7号農用地利用集積計画について

て議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(片山主査)

本日の案件6件の内、使用貸借権設定が5件、賃借権設定が1件で、その内訳は、新規が9筆、再設定が1筆、更新が1筆です。また、利用集積計画総面積は合計7,623㎡でございます。

番号1と2の譲り受け人は、約957アールを耕作する農事組合法人で、1筆は新たに使用貸借権を設定し、もう1筆は、使用貸借権を再設定することにより、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号3の譲り受け人は、約141アールを耕作する農業者で、借り手変更に伴い、賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号4の譲り受け人は、約249アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号5の譲り受け人は、約262アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

番号6の譲り受け人は、約66アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、平成27年10月30日の予定となっており、公告日の翌日から効力が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

部会長

ありがとうございました。只今、第8号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし

はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。

次に第9号議案農地法第3条の3第1項の規定による届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(渡部副主幹)

平成27年8月26日から9月25日までに専決処理した案件は8件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらにつきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございます。只今、第9号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

はい。ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。続きまして、第10号議案相続税の納税猶予に関する適格者証明願について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(片山主査)

農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後も適正に耕作を継続する場合、租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税を猶予することができる条件の一つを満たすこととなります。

この件について、適格性を有する方であるかどうかの証明につきましては、農業委員会が行うため、本日の案件といたしております。

なお、最終的に議案記載の農地の相続税の納税猶予を認めるかどうかにつきましては、税務署の判断となります。

番号1の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

番号2の相続税の納税猶予を受ける相続人につきましては、これまで農業に従事していたことなど、納税猶予を受ける適格性につきまして、問題が無い旨の地元農業委員さんの副申書も添付され、農地につきましても適正に耕作をされています。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

部会長                    ありがとうございます。只今、第10号議案について、事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同                      異議なし。

部会長                    はい。ありがとうございます。

白石委員                あー、部会長。

部会長                    はい。白石委員。

白石委員                本件で、ということではございません。この本件は問題ないんですが、今朝、ちょっとあの、局長に電話、この納税猶予の件で、間違いがだいぶあるんじゃないかと、言ったのではですね。

部会長                    白石委員、ちょっとあの、途中ですけれども。

白石委員                今日は、会長休んどるけど。

部会長                    この第10号議案について、関連してですか？

白石委員                かまいません。皆さんが解っとして、私が困っとることがあるんです。伊台の同じことです。納税猶予解らん。

部会長                    10号議案については、格別ご異議はありませんか？

白石委員                ありません。

- 部会長 はい。他にございませんか。
- 一同 異議なし。
- 部会長 それではありがとうございます。あの、10号議案異議なしと認め、原案のとおり、承認することといたします。
- これで、本日の提出議案10件の審議は全て終了をいたしました。ここで、委員さんの方から何かご意見等ございましたら、お受けをいたします。
- 白石委員 よっしゃ。それではね。あの。
- 部会長 はい。白石委員。
- 白石委員 実は、伊台でね。下伊台の方で、今あの、あちらの方が五明・伊台・湯山・日浦と、この一地区は、あの区域になって。ちょうど五明・伊台が農業委員さんがいらっしゃいませんね。そういう関係で、日浦と湯山に、どうもいるらしいんで。伊台行く方でしたが。実は、農業関係、農業委員会から、農地法違反じゃと。言われたというようなことで、建築指導課がおってね。会ったもんですから、私にすればね、これは耕運機も入れとるし、農業用施設やと。言ったんですが、これは違反だと。農業用倉庫やない。建築物だと。言うもんですから、200㎡までは、農業用倉庫で扱うんだと。言ったんですがですね、そういう関係で、前から以前から言うとりますが、ちょうどとりあえずね、私が今までやった中で、今年度でええわいと思っただけ。今朝、局長に電話したのは、この4月から、私もざっと見ておりますが、4月分あたりはね、親子の持分ですから、親の相続分だけをやとります。ほやから、これは何も問題ないですよ。ところが、あとは5月あたりがね。わざわざね。どういう風にしとるかというような、98㎡を農業用倉庫を建設するために、一部除外と。こういう風にしたら、税務署が、本当に建つとったらね。その分を除外するんですね。建つとる分を。はい。そんで、見よってくださいよ。6月分はね。198㎡とある。これはね、全部農業委員会は膳本が付くんです。登記所の。農地で付いとる膳本なんかは、198㎡抜いたら、ここが大事なんです。抜いたら、1

98、200㎡まではかまんです。抜いたら、それだけは、転用をかけて、宅地にして建築物確認を出さなんだら、うちの市長部局も建築確認が違反になるんですよ。農業委員会で、違反を作りよるようになるんです。それが困るんですよ。農地、無断で建てとる。建築物を認めとるんは、農業委員会じゃないかと。こういう風になるんで、ほやから、過去に出とるこの、建てる予定で、こう出とりますけん、農業用倉庫部分、除外。建築の予定。7月なんかも農業用倉庫部分を除外。これが転用に出とるか出でないかということ、聞きたい。それも分筆してね。転用出でなかつたら、違反になるんですよ。10㎡以上は建築物違反。市の。農業委員会てなんぞ。ほやったら、今度この農家の方が、他へ建築物を申請したら、違反建築物があるからできんのですよ。農業委員会になんぼでも違反をしていきよるといことになるんです。そのことを言いよんですよ。

部会長                    ちよっと白石委員、私から一言いいですか。

白石委員                はい。あなた、行政におったでしよ。全部が合わんといかん。登記所も、うちの資産税課も全部が。合わんといかん。

部会長                    ちよっと、あとでまた事務局から。

白石委員                今日は、会長がおらんけどね。大事なことよ。

部会長                    いや、あの白石委員。私の方からちよっとあの。概略を説明しますと、この問題は、あのかなり以前から出てきた問題だと思ってます。

白石委員                ほうよ。なんで、こんなことしよんぞ。

部会長                    ようは、農地法では、200㎡までは農地法の手続きは、農地法はOKですよと。

白石委員                農地のままやのに。

部会長                    ただ、そのこれから先が、その都市計画法であるとか、建築基準法、よ



うは建物の建築については、農地法ではないですよ。それは、それぞれの部署で、建築、あの家を建てるのであれば、建築指導。そちらの方の、分野に移ってきますので、ようは、そちらの方の判断になりますよということは、前々から出てきたと思ってるんですけども。

白石委員 200㎡以内の90何㎡の、除ける必要ない。広い面積、1,100とか、1,200とかいうので、98㎡とか切る必要なんかないんですよ。

部会長 いや、だから。

白石委員 なんで切らん。切るんやったら、転用出さんと。ほやないと、合わんですよ。台帳全部。法務局の登記上と、うちの資産税台帳と。ほてまた、建築指導と。違反建築物が建つとるじゃないか言われるぞ。うちが認めるんじやったら。

部会長 事務局、ちょっと助けてくれますか？

白石委員 どうですか？何言いよるんぞ。

部会長 お願いします。

事務局 はい。あの、土地についていろんな手続きをしなければいけません。何かをする場合とか、農地法を始め、都市計画法、建築基準法・・・。

白石委員 ほやからその、過去にしとるじゃないか。

部会長 すみません。ちょっと、聞いてください。

事務局 すみません。お聞きいただいたらと思います。  
(藤久次長)

白石委員 何言いよるんぞ。バカなこと言いよる。

事務局  
(藤久次長)

いろんな手続きをしなければいけません。あの、それ以外でも同じことです。あの、一つの法律じゃなくて、いろんな法律に関わっていく、いろんな手続きをしなければならない。で、その、法律によって人のいわゆる財産を制限しとるわけですよ。本来、憲法で定められている、自分の土地・財産は、自由に使えるわけですからね。あの、公共の福祉に反しない限りは。で、それを制限、公共の福祉に反することは、法律で定められとると。いうことですよ。制限しとりますから。農地法では、200㎡未満は、あの、農地法の手続き取る必要ないですよと、何も制限していないですよ。ということなんで、その法律で制限していない農地法もしくは、皆さん農業委員さんが、人の土地を、例えば、建築基準法に関わることで、何か制限を加えることができるかできないか、これは、できないはずですよ。あくまでも、農地法の判断では、制限されてないんですから、できないはずですよ。それを、何回も申し上げておりますけれども、先ほど、部会長さんも言われましたように、建物については、都市計画法とか建築基準法とか、それぞれの所管もございます。法律も、当然ございます。そちらの方で、判断していただく。そちらの方の制限があるわけですから、そちらが判断していただく。農地法は農地の利用で、制限しているわけですから、いわゆる農地法で制限のないものは、農業委員会として、人の財産に制限をかけられない。いう風に、事務局は考えます。以上でございます。

部会長

はい。ありがとうございました。

白石委員

ちょっと、部会長、はっきり言います。私がね、私も長いこと会長しましたが、会長の時に、建築物というのは、屋根・柱・壁なんです。屋根でもだいぶ剥いてもろたんですがね。屋根・柱・壁で、違反建築物で、剥いでくれいうてね、だいぶ剥いた。それは間違いかな？ほたら、あなたは、建築物が、屋根・柱・壁で、農地の上へ建築物にあたるのは、建つとって、見過ごすんかな？この、農業委員会。はっきり言うてあげる。それぞな。農地法以外のもの知らんが言う。ほかの法律に違反しとって知らんが。それか？

部会長

いやいや、それ白石委員ね・・・。

- 白石委員　　これ、農地で膳本がついとんぞな。それを認める・・・、
- 部会長　　いやいや、農地法以外でですね・・・。
- 白石委員　　膳本どおりせんのか？現実に建つとん・・・。
- 部会長　　農地法以外は、知らんとか知るとかじゃなくて、ようは、農地法では制限ができませんよと、説明をしよるんであって、今、白石委員が言いよる・・・。
- 白石委員　　いやいや、あの。
- 部会長　　今、白石委員が言いよる、あの。
- 白石委員　　いやいや、あの、建築物が建つとる。それが、農地か？今まで。ほやたら今まで、農地やったんか？何年も。この建築。
- 部会長　　じゃ、具体的にですね、あの、前回も最後に・・・。
- 白石委員　　ほじゃから、転用した時点で、かけささないかんやろが。
- 部会長　　いえいえ、この部会の時にですね。
- 白石委員　　おかしいこと言うよ。
- 部会長　　他の委員さん方。あの。
- 白石委員　　どっちが正しい？
- 部会長　　早く言えばですね、担当外、地区外の話なんで、ようはですね・・・。
- 白石委員　　農業委員会としては、今建築物が建つとると、用地だけはほたら、そういう扱いをするんですか？ほたら、転用かけてないとかけるんか？4条な

り、5条なりかけさすんが本当やないか。

部会長

いや、だからですね、これ何度も言ってるように、200以下であれば、転用手続きはいりませんよというのが、農地法なんですよね。

白石委員

いやいや、ほやから、認めて税金を、建築物は、それくらいは。ほやたら、200㎡以上はなんぼでもあるんじやが。ほやから違反建築・・・。

部会長

なんぼでもある言うても、ようは今もう、あの、教科書どおりの話をしよるけれども、ようは200までは、農地法の手続きはいりませんよという答えしか、出ないと思うんです。

白石委員

違うんよ。それは。誰も、税務署。ほで、あの、実はね、根本的に会長おらんけど言いますけどね、農業委員会の部局、役員部局でええんです。うちの、市役所の中にあるんじやから、都市整備部局と。なんで、毎年これ、他の都市計画法も変わるのに、いっつも話よらん。基本に。都市計画法の改正じゃて、こっちがついていくんじゃないんですよ。農地からついていくんよ。農振法の21年の改正でもそうなんです。全部、こちらが基準で、やっていかんといかん。山林法も全部出とんじやがな。都市計画法もほたら、知っとりますか？松山市が出しとる都市計画法。指導要綱。あなた。そんなことしよるから、松山市がおかしなってしまう。どこもかもちぐはぐなことをするから。

部会長

それはですね、白石委員。この農地部会で議論しますのはね、ようは、農地法の、農地法の扱いについての議論をするのであって・・・。

白石委員

いやいや、ほやから、みんながおるときがええと言いよんのよ。

部会長

現行の農地法で、判断をする以外には、私はないと思います。

白石委員

現行の農地法上に違反しとる。農地の上に、そんなものが建つとら、違反で耕作地じゃないよ。

- 部会長 建つ、建たんじゃなく、それから先の話。ようは、農地法で認められたものは、あの、そういう風なものは、建っても問題はないと思います。
- 白石委員 問題がない？それ、問題があるから言いよんです。問題が一つじゃないけどね。なんぼでもあるから言いよんじゃが。
- 部会長 いや、だからそれは、農地法以外の問題じゃろと思います。
- 白石委員 それは違う。問題があるから言いよんです。その、建物だけの敷地やないです。その用途全部違う。200㎡きっちりじゃないのに。
- 部会長 なんだったら、前回、あの、この問題についてお話をしたように、具体的な事例があれば・・・。
- 白石委員 わからんこと言うの。あるんよ。
- 部会長 出していただいたらと思いますので、今日は、この件については、切りたいと思います。
- 白石委員 いかんの。
- 部会長 他に委員さん、ございませんか？
- 一同 なし
- 部会長 はい。ありがとうございます。それでは、事務局から、連絡事項等があるようですので、お願いします。
- 事務局 すみません。事務局から、2点ほどございます。1点目は、今年度の松山市への建議について、ご報告をさせていただきたいと思います。
- (片山主査) 委員のみなさまから、今年度の建議に関するアンケートを提出していただきまして、ご意見をとりとまとめ、9月25日に開催した農政部会の企画班検討会で、内容を協議し、あと建議書案を作成しました。その後、9月

29日の役員会で、建議書案をお諮りし、10月2日の第148回農政部会でご審議いただいた結果、ご承認いただきまして、今年度の建議書が完成いたしました。

お手元に、3種類の資料をお配りしております。1つ目は、委員のみなさまからご提出していただきました、建議書アンケートの集計結果です。2つ目は、委員のみなさまからいただきましたご意見をとりまとめたものです。3つ目は、建議書です。

今年度の建議の内容は、

1. 有害鳥獣被害を防止するための駆除及び防除対策について
2. 地域の担い手の確保・育成と支援について
3. 農業所得の安定と向上対策について
4. 地産地消の推進について

という、4項目に決定いたしました。それでは、建議書を読ませていただきます。お配りしている建議書をご覧ください。

平成28年度農業予算並びに農業政策に関する建議

我が国の農業を取り巻く状況は、農産物価格の低迷、農業者の高齢化や後継者不足、また、これらに起因する遊休農地の拡大など、厳しい状況が続いています。

このような中、政府は農業を成長分野として捉えており、攻めの農政を展開していますが、今後の世界経済の減速化や円安、TPP協定への参加などが農業に与える影響も懸念されます。

本市でも厳しい状況が続いている中、農業者の利益代表機関である松山市農業委員会は、基幹産業である農業が、農業者にとって、やりがいと魅力、そして安定した収益が確保できる産業として、維持・発展を遂げていくことができるよう、農地の保全等に係る所掌事務の厳正な執行はもとより、担い手の確保、農地の流動化等、様々な活動を積極的に推進してまいり所存であります。

松山市におかれましても、関係機関との緊密な連携のもと、各種施策の推進を図るとともに、農業者からの意見等を盛り込み、平成28年度予算編成並びに農業施策の推進にあたり、特段のご配慮を賜りたく、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定により建議いたします。

平成27年10月21日 松山市長 野志 克仁 様

松山市農業委員会会長 渡部 潤一郎

## 1. 有害鳥獣被害を防止するための駆除及び防除対策について

イノシシやサル、シカ等の有害鳥獣による農作物への被害が農業収益の減少、農業者の耕作意欲の低下や耕作放棄地の増大を招く大きな要因となっています。

本市では、松山市鳥獣被害防止計画に基づき、これまでに猟友会による駆除や電気柵等の侵入防止柵の設置による防除等の対策を実施した結果、平成26年度は、イノシシ1,929頭、サル75頭、シカ134頭が捕獲されており、被害面積は、11.81ha、金額にすると3,080万7千円でありました。

今後も引き続き有害鳥獣による農作物被害を減少させるためには、複合的かつ広域的な対策に取り組む必要があることから、次の事項についてお願いしたい。

### (1) 狩猟者の確保と育成

- 今後も多くの狩猟者を確保するために農業者が新規に狩猟免許の取得に要する経費への支援を拡充すること。
- 狩猟免許取得後の狩猟者を育成するために捕獲技術向上を目的とした研修会等による指導を継続すること。

### (2) 侵入防止柵等の設置に関する支援

- 農業者が設置する電気柵や鉄柵等の資材購入費の一部を助成していただいておりますが、農業者の負担軽減のために電気柵や鉄柵等の侵入防止柵を1戸の農家が設置する場合に加え、2戸以上の農家が共同で設置する場合や集落組織単位で設置する場合等の広域的な取り組みを促進し、支援を継続すること。
- 補助金申請者の負担軽減のため、交付申請に係る手続きの簡素化を図ること。

## 2. 地域の担い手の確保・育成と支援について

農業従事者の高齢化や後継者不足の問題がある中、地域農業を維持していくためには、担い手の育成及び後継者の確保が急務となっています。

特に新規就農者にとっては、多大な初期投資が必要となり、資金の確保は大きな課題となっている状況です。また、今後、青年就農給付金等の支

援策については、「人・農地プラン」の策定が関わってきますが、地域の担い手となる農業者を育成するためには、きめ細やかな情報の提供と早期の相談が必要であることから、次の事項についてお願いしたい。

(1) 新規就農者や担い手の確保と支援・育成

- J A等の関係機関との連携を強化し、農業者が利用できる補助金や農業施策に関する情報の共有化に努め、各種事業の説明会、広報紙やホームページ等の活用により、広く周知を図ること。
- 農業技術指導の専門家による新規就農者を対象とした栽培技術指導や農業経営の知識を学ぶ実践的な研修、就農後の営農計画に沿った個別相談を実施すること。
- 多大な初期投資が必要な新規就農者への支援を充実するとともに、若い世代でも農業で生活できるように補助金等を充実すること。

(2) 集落営農の推進

- 人・農地プランを策定した集落の中心となる経営体への農地の集積を促進するため、営農に必要な機械や施設等の導入に係る経費への支援を継続して実施すること。
- 地域農業の担い手である集落営農組織に対する支援を継続し、法人化についても、農協等の関係機関と連携して推進すること。

3. 農業所得の安定と向上対策について

本市では、果樹を中心に野菜、水稻、畜産など多彩な農業が営まれています。農産物価格の低迷、消費税増税等により、認定農業者でも他産業並みの所得を確保することは厳しい状況にあります。

農業者にとっては、農産物を一生懸命作っても、鳥獣被害や農産物価格の低迷等による影響により、その努力が生活の安定や向上につながらず、営農意欲の低下を招いているため、今後、意欲的に農業に取り組むためには、儲かる農産物を生産することが可能な体制を構築することが必要です。

本市でも地元の農産物をブランド化し、広くPRしていますが、今後も継続するとともに、農業経営の多角化・複合化等の6次産業化への取り組みによる経営の改善を後押しすることが極めて重要となるため、次



の事項についてお願いしたい。

(1) 農商工連携と6次産業化の推進

- 農業者と商工業者の方々がお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄ることによる新たな商品開発や販路拡大への取り組みが促進されるよう農商工の連携強化を図ること。
- 農産物の生産販売だけでなく、加工し、商品化まで行う意欲ある農家への6次産業化への支援を行うこと。

(2) 農産物のブランド化等への支援

- 消費者の求める安全・安心で品質の高い地元産の農産物をブランド化するための事業を更に推進すること。
- ブランド化の認定基準に満たない規格外生産品についても販路の確保や直売所、飲食店との連携を図る等の支援を行うこと。

4. 地産地消の推進について

本市では、平成22年3月に消費者のニーズを捉えた生産への支援や地元産の農林水産物の流通拡大等を目的として「松山市地産地消推進計画」を策定し、地産地消を推進していましたが、平成27年3月に計画期間が終了したことに伴い、現在、新たに生産者と消費者との強い絆を築くとともに、生産・流通・消費の好循環を促し、地元消費の拡大を目指すこと等を目的とした「松山市地産地消促進計画」を平成28年4月の策定に向けて協議を進めています。

近年の農業者の高齢化による就業人口の減少、農産物価格の低迷、農業後継者等の担い手不足により、農業情勢が厳しさを増す中で、課題を解決していくための方策として、市民への地産地消に向けた意識の啓発や情報の発信、それに関連した施策を展開していくことが今後一層重要となります。そこで、次の事項についてお願いしたい。

(1) 消費拡大に向けた取り組みの強化

- 学校給食に多くの地元産の農産物が使用されるよう積極的に取り組むこと。

- 消費者のニーズに沿った農産物を生産するために常に消費者と生産者が対話できる環境の整備を進めること。

## (2) 食育の推進

- 生産者から農業について学ぶ場を設ける等の小中学校での農業体験学習を充実し、生産者との距離を縮めるように食育を推進すること。
- 食育に関するイベントを継続し、各世代の消費者への周知啓発に努めること。

## (3) 消費者への情報発信

- 市と県が連携し、それぞれで開催しているイベントの場で消費者に対して地元産農産物の消費拡大のための情報発信を行うこと。
- 都市圏で実施している「まつやま農林水産物ブランドのPR」や「流通関係者へのPR（市長によるトップセールス）」等の活動を継続し、消費拡大や販路拡大につなげること。
- メディア等を有効に活用した情報発信を継続し、全国から多くの消費者を招くことが出来るような仕組みづくりに努めること。

以上、建議書でございます。なお、建議の実施につきましては、平成27年10月21日水曜日を予定しております。当日は、会長をはじめ、役員のみなさまで対応してまいります。なお、建議に対する松山市からの回答につきましては、来年4月頃にいただく予定となっておりますので、5月の総会で、ご報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

あと、もう2点目なんですけれども、次に今年の委員視察研修についてでございます。視察研修に参加をされるご予定の方で、出欠表をまだご提出していただけてない方は、部会終了後に、事務局職員にご提出していただきますようお願いいたします。また、研修旅費を松山市に請求する関係がございますので、後日、委員のみなさまにお送りさせていただきます請求書に、必要事項とご記入いただきまして、同封の返信用封筒で、事務局へご返送いただきますよう、よろしく申し上げます。以上2点連絡事項です。

部会長 事務局、ほかにないですか？

事務局 はい。次回の農地部会でございますが、11月10日火曜日を予定して  
(松木局長) おりますので、よろしく申し上げます。

部会長 それでは以上で、第707回農地部会を閉会いたします。おつかれさ  
ました。